

令和4年度

第3回定例農業委員会会議録

令和4年6月20日 開催

令和4年6月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和4年度 第3回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第7号

令和4年度 第3回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和4年6月15日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和4年6月15日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和4年6月20日 午前9時00分

閉会 令和4年6月20日 午前10時40分 (会期1日)

第1日目(6月20日)

出席委員 18名

1番	中添 文彦	8番	笹川 武義	15番	滝川 廣男
2番	谷本 利信			16番	渡辺 玲子
3番	三好 直樹	10番	長尾 清	17番	大野 政則
4番	國重 義廣	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
5番	森 健人	12番	藤滝 健造	19番	丸尾 説男
6番	福家 範行	13番	三好 満		
7番	佐藤 裕子	14番	三好 光春		

農地利用最適化推進委員 2名参加

陶 福家 重夫、羽床上 泉谷 幸一

議事録署名委員 8番 笹川 武義 委員、 11番 川西 正廣 委員

欠席 9番 井脇 弘幸 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 亀山 和成 主任主事 岩部 有起

主査 三好 勇太

傍聴人 0人

議事日程

令和 4 年 6 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更申請について
- 第 7 議案第 5 号 現況証明（農委分）について
- 第 8 議案第 6 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 9 議案第 7 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 10 議案第 8 号 綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について
- 第 11 議案第 9 号 農地法第 36 条第 1 項の規定に基づく勧告について
- 第 12 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和 4 年 6 月 農業委員会議事録

午前 9 時 00 分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和 4 年度第 3 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶申し上げます。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、9 番 井脇 弘幸 委員、の 1 名です。よって、農業委員出席者は、18 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、8 番 笹川武義委員、11 番 川西正廣委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明願います。

事務局

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明致します。今月は 6 件です。

議案第 1 号-1

地 図：

権利等： 排水管理設による地役権の設定

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 当該案件は、4 月の委員会で農振除外申請のあった農家住宅の敷地拡張に伴う併用地の地役権設定の申請です。農振除外の事前協議については、5 月 30 日付で県の同意がありました

ので、転用の申請と併せて申請がありました。

申請に至った理由ですが、申請者は、自宅排水を地下埋設の排水管により申請地北側の水路へ放流しておりますが、その排水管が申請地を横切る形で埋設されております。所有者と使用者間で、口頭による使用承諾を得ておりましたが、排水管の埋設部分が、今回の農振除外及び転用に係る併用地となることから、改めて書面による排水管の埋設同意を得て、申請に至ったものです。

なお、今回の申請は、農地法第3条第2項ただし書きに定める「地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利」に該当するものであり、申請地の営農に支障を生ずるおそれがないことから、許可相当であると考えます。

議案第1号-2

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 世帯内生前贈与（部分）

申請地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、申請地は自作地ですが、経営主が高齢のため子である譲受人が耕作しておりました。後継者への経営移譲を考えていたところ、このたび、家族間で譲受人への生前贈与の相談がまとまり、申請に至ったものです。

譲受人が譲渡人の所有地を実質的に経営しており、経営面積は、所有地が本申請により取得する農地を含み 4,130 m²で、下限面積を超えております。また、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、野菜を予定しております。

譲受人の農作業歴としては、30年、農作業の従事日数は、200日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕耘機1台、田植機1台を所有しています。また、野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は自宅から6km、車で15分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-3

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、申請地は譲渡人の自作地ですが、他の耕作地から孤立しているため、労働力の不足もあり処分を考えていたところ、周辺農地の取得を検討していた譲受人と意見が合致し、申請に至ったものです。

譲受人の経営面積ですが、すべて所有地で3,685 m²あり、本申請により取得する農地が215

m²と、次に説明する案件で取得する農地が 2,372 m²で、これらの面積を合計すると 6,272 m²であり、下限面積を超えております。また、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、オリーブを予定しております。

譲受人の農作業歴としては、9 年、農作業の従事日数は、180 日で、機械の所有状況については、トラクター1 台、耕耘機 1 台、田植機 1 台、乾燥機 1 台を所有しています。また、オリーブの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は自宅から 500m、車で 3 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-4

地 図： [REDACTED]
権利等： 所有権移転 有償売買
申請地： [REDACTED]
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は労働力不足により経営縮小を考えていたところ、経営規模の拡大を考えており申請地の近隣の農地を管理している譲受人との間で意見が合致し、申請に至ったものです。

譲受人の経営面積ですが、すべて所有地で 3,685 m²あり、本申請により取得する農地が 2,372 m²と、先に説明した案件で取得する農地が 215 m²で、これらの面積を合計すると 6,272 m²であり、下限面積を超えております。また、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、オリーブを予定しております。

譲受人の農作業歴としては、9 年、農作業の従事日数は、180 日で、機械の所有状況については、トラクター1 台、耕耘機 1 台、田植機 1 台、乾燥機 1 台を所有しています。また、オリーブの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は自宅から 500m、車で 3 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-5

地 図： [REDACTED]
権利等： 所有権移転 有償売買
申請地： [REDACTED]
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は農業廃止により農地の処分を考えていたところ、経営

規模の拡大を考えており申請地の近隣の農地を管理している譲受人との間で意見が合致し、申請に至ったものです。

譲受人の経営面積ですが、すべて所有地で8,811㎡あり、本申請により取得する農地が113㎡で、これらの面積を合計すると8,924㎡であり、下限面積を超えております。また、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、オリーブを予定しております。

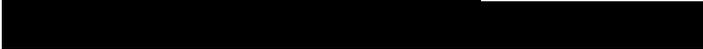
譲受人の農作業歴としては、20年、農作業の従事日数は、300日で、機械の所有状況については、トラクター1台、トラック2台、農舎20㎡を所有しています。また、オリーブの作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は自宅から150m、徒歩で3分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-6

地 図： 
権利等： 所有権移転 有償売買

申請地： 
譲渡人： 
譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は兼業・高齢化による経営縮小を考えていたところ、経営規模の拡大を考えており申請地の隣接農地を管理している譲受人との間で意見が合致し、申請に至ったものです。

譲受人の経営面積ですが、すべて所有地で5,430㎡あり、本申請により取得する農地が791㎡で、これらの面積を合計すると6,221㎡であり、下限面積を超えております。また、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻を予定しております。

譲受人の農作業歴としては、5年、農作業の従事日数は、100日ですが、叔父及び母の労働力があり、技術及び労働力は十分であると判断できます。

機械の所有状況については、トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、トラックを各1台所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は18km、車で30分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第1号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第2号について、事務局より説明を願います。

事務局

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。今月は1件です。

議案第2号-1

地図・図面：

申請地：

地種： 第1種農地

併用地：

申請者：

用途： 住宅用地、農家住宅

施設の概要： 住宅2階建1棟138.62㎡、倉庫2階建2棟130.40㎡、物置平屋建1棟6.00㎡

申請事由： 宅地拡張

説明：【理由】 申請地は平成21年5月30日に土地改良法による換地処分が行われた第1種農地です。

農業用倉庫は、昭和51年9月頃に申請人の父が既に建築していたため、その後に行われた県営土地改良事業の中で、非農用地区域設定について協議を整えていた農地です。

本来であれば、非農用地協議後に農地法の手続きを行うべきですが、その手続きを行っておらず、今回、申請人の子が住宅を新築するという事で調査したところ事態が発覚しました。

指導のもと追認許可を受けるべく申請が行われたもので、反省し始末書も添付されていることから、追認許可はやむを得ないと考えています。

【資金】 本申請に伴う新たな資金計画はなし

【期間】 昭和51年9月日不詳

【造成】 本申請に伴う新たな造成計画はなし

【排水】 雨水：東側水路へ放流、 汚水：合併浄化槽を設置

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】 該当なし

以上、1件についてご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長

議案第2号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第3号につきまして説明を求めます。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今月は5件です。

議案第3号-1

地図・図面： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

地種： 第2種農地

併用地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅平屋建1棟 240.83 m²

申請事由： 貸社宅

説明：【理由】 申請人は、父が診療所等を経営する医療法人の代表を務めており、自身も医者であるため将来的には事業の継承も検討しています。

この度、父が代表を務める医療法人にて勤務医の宿泊や従業員の研修のために社宅が必用となったため、将来的なことも考え医療法人の代表者の息子である申請人が事業主となりました。事業に向けて適地を探していたところ、農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で意向が合致したため、併用地である父所有の土地と一体的に利用できる本申請地で計画を立てました。

【資金】 土地代 100万円 造成費 1,800万円、建築費 130万円
総額 2,030万円 自己資金 740万円、借入金 1,290万円

【期間】 令和4年8月1日（許可後）～令和5年7月29日

【造成】 花崗土による盛土 H=1.1m 切土 なし
コンクリート擁壁 H=1.4m（南側）

【排水】 雨水：溜枿を設置し北側水路へ放流、 汚水：公共下水道へ接続

【他法令許可】 町道占有許可

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 該当なし

議案第3号-2（4月除外申請分）

地図・図面： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

地種： 第2種農地

併用地： [REDACTED]

貸人： [REDACTED]

借人： [REDACTED]

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅平屋建1棟 170.12 m²、物置平屋建1棟 53.02 m²、農業用倉庫平屋建1棟 88.92 m²

申請事由： 宅地拡張

説明：【理由】 申請人は、イチゴ栽培を主に行う認定農業者です。

現在の敷地では、農機具等の保管場所や収穫後の作業等のスペースが不足しており、農作業を行う上で支障をきたしています。この度、既存宅地の隣接農地へ宅地を拡張し、農業用倉庫を新設することにより、保管場所及び農作業に係るスペースを確保し、作業性の改善を図ることを目的とし本申請に至りました。。

- 【資金】 土地代 0 万円 造成費 0 万円、建築費 800 万円
自己資金 800 万円、借入金 0 万円
- 【期間】 令和 4 年 8 月 1 日（許可後）～令和 5 年 7 月 31 日
- 【造成】 盛土、切土 なし（整地済み）
境界コンクリートなし（既設重力式擁壁）
- 【排水】 雨水：既設集水桝に接続し地先水路へ放流 汚水：なし
既設排水管については同月地役権の設定
- 【他法令許可】 該当なし
- 【水利】 [REDACTED]
- 【隣接同意】 該当なし

議案第 3 号-3（4 月除外申請分）

- 地図・図面： [REDACTED]
- 申請地： [REDACTED]
- 地種： 第 1 種農地 [REDACTED]
- 併用地： [REDACTED]
- 譲渡人： [REDACTED]
- 譲受人： [REDACTED]
- 用途： その他の業務用地、駐車場
- 施設の概要： 露天駐車場
- 申請事由： 駐車場

説明：【理由】 平成 13 年ごろ、当時住職をしていた申請人の父が、自身の所有地であり、寺院に隣接して利便性が良かったことや、面積も妥当であったことから、参拝に来られた方の駐車場不足解消のために、申請地を無断で造成し現在まで駐車場として利用していました。

申請人は現在の [REDACTED] の住職であり、申請地の所有者でもありますが、本申請地において未申請のまま造成に着手してしまっていることを反省し、適切な手続きを行うことの始末書が添付されています。

なお、申請地は、平成 8 年に土地改良法による換地処分がなされている第 1 種農地であり、原則不許可ではありますが、既存施設の拡張の場合には許可することができるとする規定があること、反省し始末書の添付があることを考慮すると、追認許可はやむを得ないものと考えます。

- 【資金】 本申請に伴う新たな資金計画はなし
- 【期間】 平成 13 年月日不詳
- 【造成】 本申請に伴う新たな造成計画はなし
- 【排水】 雨水：既設ため桝から東側水路へ放流 汚水：なし

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】 該当なし

議案第 3 号-4 (4 月除外申請分)

地図・図面：

申請地：

地 種： 第 1 種農地

併用地：

貸人：

借人：

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅 2 階建 1 棟 101.85 ㎡

申請事由： 分家住宅

説明：【理由】 申請人は、実家にて両親、妻と子ども 2 人の計 6 人で同居しています。子どもの成長に伴い現在の住居では手狭になってきたことから、父が所有する農地に分家住宅を計画し、候補地の中で検討しました。

所有農地は全て農用地区域内にあり、耕作の利便性や、申請地が実家に隣接して将来親の面倒を見るのに都合が良いことなどを総合的に判断し、申請地を選定したものです。

なお、申請地は、平成 21 年に土地改良法による換地処分がなされている第 1 種農地であり、原則不許可ではありますが、『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの』という第 1 種農地の許可の例外規定に該当することから許可相当と考えています。

【資金】 土地代 0 万円 造成費 100 万円、建築費 1,500 万円

自己資金 0 万円、借入金 1,600 万円

【期間】 令和 4 年 8 月 10 日 (許可後) ~ 令和 5 年 8 月 9 日

【造成】 花崗土による盛土 H=0.2m、切土 なし

コンクリート擁壁 H=0.75m

【排水】 雨水：最終柵を設置し西側水路へ放流 汚水：合併浄化槽を設置

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】

議案第 3 号-5 (R3.8 月除外申請分)

地図・図面：

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地：

譲渡人：

譲受人： [REDACTED]

用途： その他のレジャー施設

施設の概要： ドッグラン

申請事由： ドッグラン

説明：【理由】 譲受人は [REDACTED] に主たる事務所を置き、平成 26 年に設立したペット産業等を営む法人です。コロナ禍のなか、アウトドアでソーシャルディスタンスを確保しつつペットを遊ばせる場としての需要が見込めることから、ドッグラン施設を計画しました。候補地を検討していたところ、譲渡人が申請地の維持管理に苦慮しているとの話を聞きつけ、両者の意向が合致したため本申請に至ったものです。

【資金】 土地代 115 万円 造成費 100 万円、建築費 85 万円
自己資金 300 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和 4 年 9 月 1 日（許可後）～令和 5 年 3 月 31 日

【造成】 花崗土による盛土 H=0.3m、切土 なし
コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水：自然浸透 汚水：汲み取り

【他法令許可】 土壤汚染対策法：一定の規模以上の土地の形質の変更届

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 [REDACTED]

[REDACTED]
以上、5 件についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 3 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 4 号について事務局より説明を願います。

事務局

農地法第 5 条 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明します。今月は 1 件です。

議案第 4 号-1

地図・図面： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

地 種： 第 2 種農地

併用地： [REDACTED]

[REDACTED]
申請者： [REDACTED]

用途： その他の業務用地

施設の概要： 調整池

申請事由： 転用目的、期間の変更

当初 資材置場 → 洪水調整池

H21.6.1～H21.8.31 → R4.10.1～R6.12.31

説明：【理由】 申請者は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、昭和50年に設立。産業廃棄物処理業を主に行う法人です。

平成21年5月27日に資材置場を目的で許可を受けましたが、他の場所にて資材置場の用地を確保できるようになったため、現在まで未着手となっていました。

申請者所有の産業廃棄物処理施設の変更にあたり、降雨時の雨水処理対策として洪水調整池が必要となったため、申請地にて築造するよう計画を変更するものです。お手元にお配りしている雨水集排水流域図に流域範囲を示していますが、本申請地は6号流域（7.35ha）に設置する洪水調整池となります。

【資金】 土地代 50万円 造成費 8,000万円、建築費 0万円

自己資金 0万円、借入金 8,050万円

【期間】 令和4年10月1日から令和6年12月31日まで

【造成】 花崗土による盛土 H=4.5m 切土 H=5.0m

コンクリート擁壁 H=5.0m

【排水】 雨水：溜枡を設置 汚水：なし

【他法令許可】 法定外公共物払い下げ協議、町道工事許可

【水利】 該当なし [REDACTED]

【隣接同意】 該当なし

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長

議案第4号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第5号について事務局より説明を願います。

事務局

議案第5号現況証明について、説明します。今月は3件です。

議案第5号-1

地図・写真： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

現況地目： 山林原野

利用状況： 山林

申請人： [REDACTED]

申請理由： 申請地は、昭和55年頃から耕作されておらず、休耕中に周辺の山林から雑木が入り込み、40年以上経過したことにより森林の様相を呈しています。

本申請地は隣接する [REDACTED] にて柿の営農をしていますが、隣接地の耕作者である [REDACTED] 及び [REDACTED] の同意を得ているため、非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

議案第 5 号-2

地図・写真： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

現況地目： 山林原野

利用状況： 山林

申請人： [REDACTED]

申請理由： 申請地は、耕作不適當により昭和 62 年頃から 35 年にわたり耕作されておらず、周辺の山林から雑木が入り込んだことにより、森林の様相を呈しています。

周囲の土地に営農している農地はなく、非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

議案第 5 号-3

地図・写真： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

現況地目： 山林原野

利用状況： 山林

申請人： [REDACTED]

申請理由： 申請地は、住所地から遠くなったため平成元年頃から耕作されておらず、休耕中に周辺の山林から雑木が入り込んだことにより、森林の様相を呈しています。

周囲の土地に営農している農地はなく、非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 5 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 6 号についてです。なお、案件第 4 号に長尾清委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは事務局より説明を願います。

事務局

はい。第 4 号案件について、説明します。

P.10~11 をご覧ください。

議案第 6 号-4

所在： [REDACTED]

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 24,175 m²

利用目的： 水稲

賃料： 年間 10 a 当たり 5,000 円

期間： R4.7.1～R10.6.30 (6 年間)

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第 4 号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 6 号の、案件第 4 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。長尾委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.8～P.11 をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 4 件 合計 21,556 m²

内訳

新規契約： 1～2 番 2 件 9,176 m²

更新契約： 3・5 番 2 件 12,380 m²

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 6 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 7 号についてです。なお、案件第 2 号に川西正廣委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。第2号案件について、説明します。

P.12～13をご覧ください。

所在：

外5筆 合計9,277㎡

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 79,034㎡

利用目的： 水稲・麦

賃料： 年間10a当り5,000円

期間： R4.7.3～R10.7.2(6年間)

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第2号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第7号の、案件第2号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。川西委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第6号・第7号に滝川廣男委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。第6号案件・7号案件について、説明します。

P.14～15をご覧ください。

議案第7号-6

所在：

利用権： 賃貸借権
貸付人：
借受人：
転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構
借受人経営面積： 116,664 m²
利用目的： 水稲・麦
賃料： 年間 10 a 当り 5,000 円
期間： R4.7.1～R7.6.30 (3 年間)

議案第 7 号-7

所在：
利用権： 賃貸借権
貸付人：
借受人：
転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構
借受人経営面積： 116,664 m²
利用目的： 水稲・麦
賃料： 年間 10 a 当り 5,000 円
期間： R4.7.1～R7.6.30 (3 年間)
以上審議のほどよろしくお願ひします。

議長

案件第 6 号、第 7 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 7 号の、案件第 6 号、第 7 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。滝川委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第 13 号・第 14 号に國重義廣委員に関係する案件が含まれますので、審議の間
ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願ひます。

事務局

はい。第 13 号案件・14 号案件について、説明します。

P.18～19 をご覧ください。

議案第 7 号-13

所在： [REDACTED]
利用権： 賃貸借権
貸付人： [REDACTED]
借受人： [REDACTED]
転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構
借受人経営面積： 78,968 m²
利用目的： 水稲・麦
賃料： 年間 10 a 当り 5,000 円
期間： R4.7.1～R10.6.30 (6 年間)

議案第 7 号-14

所在： [REDACTED]
利用権： 賃貸借権
貸付人： [REDACTED]
借受人： [REDACTED]
転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構
借受人経営面積： 78,968 m²
利用目的： 水稲・麦
賃料： 年間 10 a 当り 5,000 円
期間： R4.7.1～R10.6.30 (6 年間)
以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第 13 号、第 14 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 7 号の、案件第 13 号、第 14 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。國重委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.12～P.20 をご覧ください。

契約件数： 10件 合計 27,021 m²
新規契約： 3番～5番、8番・9番・15番 6件 14,769 m²
更新契約： 1番、10番～12番 4件 12,252 m²
変更契約： なし

貸付先としましては、1番を [REDACTED] へ、3番を [REDACTED] へ、4番・5番を [REDACTED] へ、8番を [REDACTED] へ、9番を [REDACTED] へ、10番・11番を [REDACTED] へ、12番を [REDACTED] へ、15番を [REDACTED] へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第7号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第8号について事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第8号「綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更」について説明致します。今月は、除外案件が1件です。

議案第8号-1 (除外)

地区・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED]

併用地： -

除外前用途： 農地

除外後用途： 分家住宅

土地所有者： [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

(土地所有者の孫夫婦)

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 住宅二階建 1棟 63.47 m² (新規)
ウッドデッキ 13.44 m² (新規)
カーポート 1棟 28.12 m² (新規)
物置 1棟 7.47 m² (新規) 合計 112.50 m²

【資金内訳】 土地代 0万円、造成費 500万円、建築費 3,500万円
合計 4,000万円 <内訳> 自己資金 0万円、借入金 4,000万円

【変更を必要とする理由】

申請人夫婦は、子ども1人の計3人で借家に居住していますが、子どもの成長に伴

い現在の住居では手狭になってきたことから、分家住宅の建築を計画し、祖父の所有地の中で検討いたしました。

所有農地のうち白地は狭小なものばかりで宅地には適さなかったため、将来祖父母の面倒を見る際の利便性を鑑み、所有地の中では最も辺縁部に近く祖父母の居宅にも近い、当該申請地を選定したものです。

なお、異種目接続要件の観点からは、3辺を異種目と接続する申請地の西側部分が最も辺縁部となりますが、近隣に工場が造成中であること、道路との高低差があり進入路の確保が困難であること、敷地の幅が短く隣接住宅と近接してしまうこと、などから住宅の建築は適さないと思われ、申請地の東側部分での許可もやむを得ないと考えます。

【工事着工時期】 令和4年10月 【供用開始時期】 令和5年5月

【造成】 あま土除去、花崗土による盛土 H=0.85m
コンクリート擁壁 H=0.55~1.00m、モルタル勾配 1:7（既設進入路）

【排水】 雨水：集水桝を設置し東側と北側水路へ放流
汚水：合併浄化槽で処理後、北側水路へ放流

【利用率】 敷地面積 488.95 m²、建築面積 112.50 m² 23.00%（≧22%）

【除外申出に係る意見書】

申請地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との [REDACTED] の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第8号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第9号について事務局より説明を願います。

事務局

議案第9号農地法第36条第1項の規定に基づく勧告について、説明します。

この案件は令和4年1月農業委員会で報告した案件の関するものです。対象農地は香川県農地機構を通じて担い手に貸し付けていましたが、貸借期間が切れる際に所有者が死亡していることが判明したため、その相続人に対して12月20日付で利用意向調査を実施していました。

しかし利用意向調査実施後6か月を経過しても、その農地の農業上の利用を行う意思表示がないため、相続人に対して農地中間管理権について香川県農地機構と協議する旨を勧告するものです。

その後の手続きについてですが、農地法第36条第1項に基づく勧告があった日から2月以内に、協議が調わない又は協議を行うことができないときは、香川県農地機構は6月以内に香川県知事に対して裁定を申請することができます。その後、県知事の裁定により、香川県農地機構による農地

中間管理権を設定することができるようになります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第9号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号について事務局より説明を願います。

事務局

報告第1号、農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今回は1件です。

報告1-1

賃貸人：

賃借人：

転貸人：高松市松島町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地：

解約日：令和4年5月13日

説明：転用目的（5月委員会にて申請）による利用権の解約で、離作補償はありません。

以上です。よろしくお願ひします。

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第1号議案から第9号議案のうち、第6号議案の案件第4号及び、第7号議案の案件第2号、6号、7号、13号、14号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第3回定例農業委員会を閉会いたします。

午前10時40分

閉会